

緊急事態宣言解除後の「新しい生活様式」に向けた取組について

はじめに、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染された皆様にお見舞い申し上げます。

当センターは、かねてより新型コロナウイルスの感染拡大の予防を図るため、経営戦略会議等を通じて、時差出勤、WEB 会議等を実施するなど役職員の健康保持に努めてまいりました。

こうした中、3月28日の政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣総理大臣による「緊急事態宣言」を踏まえ、感染拡大防止と役職員の健康保持を優先するため、4月7日から5月31日までの間、当センターに勤務する役職員の在宅勤務を実施させていただいておりますが、緊急事態宣言が解除されたことを受け、6月1日から当分の間は、「新しい生活様式」の実践の観点から、職員の概ね5割を目安に引き続き在宅勤務や時差出勤等に取り組むこととします。

今後とも当センターは、センター内外への感染拡大抑止と役職員の安全確保を最優先に、政府の方針や行動計画に基づき、迅速に対応方針を決定し実施してまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年5月29日

一般財団法人国土技術研究センター

理事長 甲村 謙友